

## 広島市地域子育て支援拠点事業等補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、子育て家庭の孤立化を防止し、保護者の子育てに対する不安や負担感の軽減及び地域における子育て力の向上を図ることを目的とし、子育て家庭の親とその子ども（概ね3歳未満の乳幼児及び保護者。以下「子育て親子」という。）がいつでも気軽に集い、相互交流を図るとともに子育ての相談が受けられる場（以下「公募型常設オープンスペース」という。）を開設運営する団体において、当該開設運営に要する経費に対し、予算の範囲内において広島市地域子育て支援拠点事業等補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、広島市補助金等交付規則（昭和36年広島市規則第58号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付の対象)

第2条 補助金は、本市が選定した公募型常設オープンスペースの開設運営（以下「補助事業」という。）を行う法人又は任意団体（以下「実施団体」という。）に対し、第13条に基づく必要な経費を交付する。

2 実施団体の選定方法については、こども未来局長が別に定める。

### (実施団体)

第3条 実施団体は、次の要件をすべて満たす法人又は任意団体とする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係を有する団体でないこと
- (2) 代表者又は役員が禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者ではないこと
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）による手続きをしている法人でないこと
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと
- (5) 広島市競争入札参加者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置に該当しないこと
- (6) 法人税、消費税及び地方消費税、広島市税を滞納していないこと

### (実施施設)

第4条 実施団体は、補助事業を実施するにあたり、次の要件をすべて満たす専用のスペース（以下、「実施施設」という。）を確保しなければならない。

- (1) 概ね10組の子育て親子が一度に利用しても支障がない程度の広さを有すること
- (2) 授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具、その他乳幼児を同伴しての利用に配慮した設備を、安全な仕様により備えること
- (3) 概ね3年以上継続して事業実施が可能と見込まれる物件であること

### (事業内容)

第5条 実施団体は、前条第1項の規定により確保する実施施設において、次の各号に掲げるすべての取組（以下「基本事業」という。）を実施するものとする。

- (1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進（通年）
- (2) 子育て等に関する相談・助言の実施（通年）
- (3) 地域の子育てに関する情報提供（通年）
- (4) 子育て及び子育て支援に関する講習会等の実施（月1回以上）
- (5) 地域支援の取組の実施

地域全体で、子どもの育ち・親の育ちを支援するため、地域の実情に応じ、地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等と連携の構築を図るための以下に掲げるいずれかの取組を、積極的に実施すること。

ア 高齢者・地域学生等地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組

イ 地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組

ウ 地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等  
地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組

エ 本事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組

2 実施団体は、本市が特に必要と認める場合は、前項の基本事業に加えて、次の各号に定める取組（以下「付加的事業」という。）を実施することができる。

- (1) 地域の子育て支援拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組

子育て支援活動の展開を図ることを目的として、実施施設（近接施設を含む。）を活用した一時預かり事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第7項に定める事業）又はこれに準じた事業を実施するとともに、多様な子育て支援活動を通じて、関係機関や子育て支援活動を行っているグループ等とネットワーク化を図り、連携しながら、地域の子育て家庭に対し、よりきめ細やかな支援を実施すること。

- (2) 配慮が必要な子育て家庭等への支援

障害児、多胎児のいる家庭など、配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応した交流の場の提供や相談・援助、講習の実施等ができるよう、次に掲げる方法により、支援を実施すること。

ア 実施日数は、週2日以上とすること。

イ 専門的な知識・経験を有する職員を配置等すること。

- (3) 休日における育児参加促進のための講習会

月2回以上、両親等が共に参加しやすくなるよう休日に育児参加促進に関する講習会を実施すること。

- (4) 出張ひろば

次に掲げる方法により、出張ひろばを実施すること。

ア 実施日数は、週1～2日、かつ1日5時間以上とすること。

イ 出張元となる実施施設の職員が、必ず1名以上出張ひろばの職員を兼務すること。

ウ 実施施設については、前条第1号及び第2号に掲げる要件を満たす必要があるほか、原則として年間を通して同じ場所で実施すること。

ただし、地域の実情に応じて、複数の場所において実施することも差し支えないが、その場合には子育て親子のニーズや利便性に十分配慮すること。

エ 出張ひろばにおいて、前項に掲げるもののうち、第5号を除くすべての取組を実施すること。

(5) 一時預かり事業

一時預かり事業実施にあたっての詳細は、こども未来局長が別に定める。

(事業の実施日時)

第6条 補助事業の実施日及び実施時間は、原則として、週3日以上、かつ1日5時間以上の範囲で実施団体が設定することができる。

2 前項に基づき定める実施日のうち、次に掲げる日は、事前に市長に届け出ることにより、休日とすることができる。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

(3) その他市長が必要と認めた期間

(専任者の配置基準)

第7条 実施団体は、第5条に定める事業を円滑に実施するとともに利用者の安全を確保するため、実施施設には利用者数にかかわらず常時2名以上（うち1名は保育士資格を有する者）の専任者（以下「子育てアドバイザー」という。）を配置しなければならない。

なお、本市が特に必要と認める場合は、常勤職員を配置すること。

2 子育てアドバイザーは、子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育てに関する知識と経験を有する者としなければならない。

(利用料等)

第8条 実施団体は、第6条第1項に基づき定める開設時間内において、実施施設の利用者から補助事業の実施に係る実費相当額の範囲内で、利用料又は会費を徴収することができる。

(安全管理)

第9条 実施団体は、平常時から事故、事件及び災害等（以下「事故等」という。）の危機を想定し、被害の予防に最善を尽くすとともに発生時に迅速かつ的確な対策を実施できるよう努めなければならない。

2 実施団体は、実施施設において事故等が発生した場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

(保険の加入)

第10条 実施団体は、実施施設の利用者を対象とした施設賠償責任保険、傷害保険等必要な損害保険に加入しなければならない。

(補助対象期間)

第11条 事業の補助対象期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、新規に開設する公募型常設オープンスペースについては、始期を変更することができるものとする。

(補助対象経費)

第 12 条 補助の対象となる経費は、この事業の実施に要する経費で、別表 1 に掲げる経費とする。

(補助金額等)

第 13 条 実施団体に交付する補助金額は、別表 2 に掲げる補助の種類ごとの補助上限額と、前条に規定する経費の実支出額のいずれか低い額とする。この場合に、千円未満の端数があるときは、補助の種類ごとにこれを切り捨てる。

2 運営費補助、施設賃借料補助、出張ひろば実施経費補助について、年度の途中で公募型常設オープンスペース又は出張ひろばを新規開設又は廃止した時は、それぞれの補助上限額を 12 で除し、事業実施月数を乗じた額を上限とし、算出した金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

なお、月の途中で公募型常設オープンスペース又は出張ひろばを新規開設又は廃止した時は、その月を補助の対象とする。

3 施設賃借料補助は、実施団体所有の財産を利用する場合には適用しない。

4 開設時経費補助は、公募型常設オープンスペースを新規開設する場合に限り適用する。

(交付の申請)

第 14 条 補助金の交付を受けようとする実施団体（以下「申請者」という。）は、指定期日までに、広島市地域子育て支援拠点事業等補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 実施計画書（様式第 2 号）
- (2) 出張ひろば実施計画書（様式第 2 号の 2）
- (3) 一時預かり事業実施計画書（様式第 3 号）
- (4) 収支予算書（様式第 4 号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第 15 条 市長は前条の規定により補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等について審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を広島市地域子育て支援拠点事業等補助金交付決定通知書（様式第 5 号）により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の交付決定には、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならないこと
- (2) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業に要する予算を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること
- (4) 補助事業の遂行が困難になったときは、遅滞なく市長に報告し、その指示を受けること
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 20 年 7 月 11 日厚生労働省告示第 384 号）に定める期間（以下「処分制限期間」という。）

内においては、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと

- (7) 市長の承認を受けて、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに市長に報告すること。なお、報告に伴い、当該仕入控除税額の全部又は一部に相当する額を市に納付させることがあること
- (9) 補助事業に係る補助金の収支に関する帳簿や領収証書等の関係書類を、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前期の期間を経過後、当該財産の処分が完了する日、又は処分制限期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管すること
- (10) その他交付規則を遵守すること

3 市長は、第1項の規定による審査により、補助金を交付することが不適当と認めたときは、速やかに補助金を交付しない決定を広島市地域子育て支援拠点事業等補助金不交付決定通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

4 補助金は、第1項の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）からの広島市地域子育て支援拠点事業等補助金（概算払）交付請求書（様式第7号）に基づき、原則として概算払いにより四半期ごとに交付する。ただし、開設時経費補助は、初回交付に含めるものとする。

#### （計画変更の承認）

第16条 補助事業者が、前条第2項第2号又は第3号に規定する市長の承認を受けようとする場合には、広島市地域子育て支援拠点事業等実施計画変更申請書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 変更実施計画書（様式第9号）
- (2) 出張ひろば変更実施計画書（様式第9号の2）
- (3) 一時預かり事業変更実施計画書（様式第10号）
- (4) 変更収支予算書（様式第11号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の提出があった場合には、前条第1項の交付の決定を変更し、又は全部若しくは一部を取消することができる。

3 市長は、前項の決定をしたときは、速やかに広島市地域子育て支援拠点事業等変更承認（不承認）決定通知書（様式第12号）により補助事業者に通知するものとする。

4 第18条第3項から第5項までの規定は、第2項の規定による交付の決定を全部、又は一部を取消した場合について準用する。

#### （事業実績報告及び補助金の精算等）

第17条 補助事業者は、毎月の事業実施状況を広島市地域子育て支援拠点事業等実施状況報告書（様式第13号）により、翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項に定める報告により、事業の実施状況が計画内容と著しく異なる場合は、是正を求めることができるものとする。

3 補助事業者は、会計年度が終了したときは、速やかに広島市地域子育て支援拠点事業等に係

る補助事業実績報告書（様式第 14 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 実施報告書（様式第 15 号）
  - (2) 出張ひろば実施報告書（様式第 15 号の 2）
  - (3) 一時預かり事業実施報告書（様式第 16 号）
  - (4) 収支決算書（様式第 17 号）
  - (5) 領収証書その他の収支の事実を証する書類又はその写し（市長が必要と認めるものに限る。）
  - (6) その他市長が必要と認める書類
- 4 市長は、前項の規定による報告を受けた場合においては、報告書類の審査並びに必要なに応じて行う現地調査等により、補助事業の実施状況が交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるときは、第 15 条第 4 項の規定により交付された補助金の範囲内で補助金額を確定するものとする。
- なお、補助事業の審査において、助成金及び補助金（この要綱に基づく補助金を除く。）等の収入は、補助事業の実施に要する経費から控除するものとする。
- 5 市長は、前項の規定により補助金額が確定した場合は、広島市地域子育て支援拠点事業補助金額確定通知書（様式第 18 号）により補助事業者に通知するものとする。
- 6 市長は、第 4 項の規定により補助金額が確定した場合において、第 15 条第 4 項の規定により交付された補助金に残額が生じている場合は、補助事業者に返還を命ずるものとする。
- 7 補助事業者は、前項の規定による命令を受けたときは、速やかにこれを返還しなければならない。

#### （交付決定の取消し及び補助金の返還）

- 第 18 条 市長は、補助事業者が交付規則第 18 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部、又は一部を取消することができる。
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。
- 3 市長は、第 1 項の規定による取消しをしたときは、速やかにその決定を広島市地域子育て支援拠点事業等補助金（取消・一部取消）決定通知書（様式第 19 号）により、補助事業者に通知するものとする。
- 4 市長は、第 1 項の規定により補助金の交付を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 5 補助事業者が、前項の規定により補助金の返還を命ぜられたときに納付すべき加算金及び延滞金の額は、交付規則第 20 条第 1 項及び第 2 項の規定による。

#### （財産の処分の制限）

- 第 19 条 交付規則第 23 条の規定により市長が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間とする。

(個人情報保護)

第20条 実施団体は、個人情報の取り扱いについて、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(委任規定)

第21条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年7月24日から施行する。
- 2 補助事業は、当該事業の実施状況を勘案するとともに子育て支援施策の充実を図る視点から平成27年度末までに抜本的な見直しを行うものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改定は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年2月29日から施行する。
- 2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、本市からの要請により補助事業（一時預かり事業を除く。）の実施を中止した日数については、第5条第1項、第2項第3号ア、第6条

第1項及び第2項の規定に関わらず、第13条第1項に規定する補助上限額の算定上、実施したものとみなす。

- 3 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、本市からの要請により一時預かり事業の実施を中止した日については、第13条第1項に規定する補助上限額の算定上、中止した日を除く補助対象年度の一日平均利用児童数（小数第2位以下切捨）の利用があったものとみなす。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月15日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月18日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月22日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。



別表 1 (第 12 条)

補助の種類	補助対象経費	
運営費補助	補助事業(出張ひろば及び一時預かり事業を除く。)実施に係る運営費	賃金等の人件費、光熱水費、消耗品費、備品購入費、通信費、印刷製本費、工事費、修繕費、事業費、保険料、講師謝金、ボランティア交通費、その他事業の実施に必要と市長が認めた費用
施設賃借料補助	補助事業(出張ひろば及び一時預かり事業を除く。)実施に係る施設の賃借料等	賃借料、管理費、共益費
開設時経費補助	施設の開設に係る改修費等	工事費、修繕費、備品購入費、その他事業の実施に必要と市長が認めた費用
	施設の開設に係る礼金等	礼金及び開設前月分の賃借料、管理費、共益費
出張ひろば実施経費補助	出張ひろば実施に係る運営費	賃金等の人件費、光熱水費、消耗品費、備品購入費、通信費、印刷製本費、工事費、修繕費、事業費、保険料、その他事業の実施に必要と市長が認めた費用
	出張ひろば実施に係る施設の賃借料等	賃借料、管理費、共益費
一時預かり事業費補助	一時預かり事業実施に係る運営費	賃金等の人件費、光熱水費、消耗品費、備品購入費、通信費、印刷製本費、工事費、修繕費、事業費、保険料、その他事業の実施に必要と市長が認めた費用
	一時預かり事業実施に係る施設の賃借料等	賃借料、管理費、共益費

別表 2 (第 13 条第 1 項)

補助の種類	補助上限額
運営費補助	<p>以下の(1)及び(2)の合計額とする。</p> <p>(1) 基本分</p> <p>【週あたりの実施日数】</p> <p>3日 4,573,000円</p> <p>4日 5,579,000円</p> <p>5日 6,586,000円</p> <p>6日以上 7,593,000円</p> <p>ただし、本市が特に常勤職員の配置を必要と認めた場合（週6日以上の実施を必須とする。）は、補助上限額を10,804,000円とする。</p> <p>(2) 加算分</p> <p>ア 地域の子育て支援拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組を行う場合</p> <p>【週あたりの実施日数】</p> <p>5日 3,302,000円</p> <p>6日以上 2,915,000円</p> <p>実施日数は、施設の開設日数に準ずるものとする。</p> <p>イ 配慮が必要な子育て家庭等への支援を行う場合</p> <p>1,085,000円</p> <p>ウ 休日における育児参加促進のための講習会を行う場合</p> <p>412,000円</p> <p>エ 職員が研修に参加した際に代替職員を配置した場合</p> <p>1人 23,000円</p> <p>2人以上 46,000円</p>
施設賃借料補助	<p>1,422,000円</p> <p>ただし、本市が特に必要と認めた場合は、1,956,000円とする。</p>
開設時経費補助	<p>(1) 改修費等（居室等設営費、備品購入費）</p> <p>670,000円</p> <p>(2) 施設の礼金等（礼金及び開設前月分の賃借料）</p> <p>237,000円</p>
出張ひろば実施経費補助	<p>1,620,000円</p>
一時預かり事業費補助	<p>【年間延べ利用児童数】</p> <p>300人未満の場合 2,751,000円</p> <p>300人以上900人未満の場合 3,051,000円</p> <p>900人以上の場合 3,267,000円</p>

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 実施団体は、個人情報保護の重要性を認識し、当該補助金交付に係る補助事業（以下「事業」という。）を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 実施団体は、事業に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この事業が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (従事者の監督)

第3 実施団体は、事業に従事している者に対し、事業に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この事業が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (取得の制限)

第4 実施団体は、事業を行うために個人情報を取得するときは、事業の目的の範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

### (目的外の利用及び提供の制限)

第5 実施団体は、広島市の指示又は承諾があるときを除き、事業に関して知り得た個人情報を事業の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (安全管理措置)

第6 実施団体は、事業に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

### (実施場所以外での事業の禁止等)

第7 実施団体は、事業の実施場所を広島市に報告するものとし、当該実施場所以外で事業を行ってはならない。また、広島市が指定する場所又は実施施設以外に個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

### (複写及び複製の禁止)

第8 実施団体は、広島市の指示又は承諾があるときを除き、事業を行うために広島市から提供を受け、又は自ら取得した個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

### (資料等の返還等)

第9 実施団体は、事業を行うために広島市から提供を受け、又は自ら取得した個人情報が記録された資料等をこの事業の終了後又は補助金の交付決定の取消後、直ちに広島市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、広島市が別に指示したときは、この限りでない。

### (事故発生時における報告等)

第10 実施団体は、事業に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態及び広島市地域子育て支援拠点事業等補助金交付要綱に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合は、直ちに広島市に報告し、広島市の指示に従うものとする。この事業が終了し、又は補助金の交付決定の取消後においても同様とする。これらの場合において、実施団体は、広島市から立入検査の実施を求められたときは、これに応ずるものとする。

### (交付決定の取消し)

第11 広島市は、実施団体が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は広島市地域子育て支援拠点事業等補助金交付要綱に違反した場合には、補助金の交付決定の全部、又は一部を取り消すことができる。

### (損害賠償)

第12 事業の実施に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、実施団体が負担する。